

木材製品利用拡大緊急対策事業実施要綱

令和2年10月28日制定
令和3年1月25日改正
令和3年2月1日改正
(一社) 京都府木材組合連合会

第1条 趣旨

この要綱は、一般社団法人京都府木材組合連合会（以下「木連」という。）が、府内産木材利用拡大緊急対策事業（木材製品利用拡大対策）実施要領（令和2年10月28日付け2林第522号 京都府農林水産部長通知）（以下「京都府要領」という。）第3の規定に基づき事業を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

第2条 事業の目的

この事業は、府内産木材の購入費を支援することで、新型コロナウイルス感染症の影響を受け減退している府内産木材の需要の喚起及び安定供給を推進することを目的とする。

第3条 定義

- (1) 京都の木証明：京都府産木材認証制度実施要綱（平成16年12月28日付け6林第597号農林水産部長通知）第3条の規定により京都府知事から指定を受けた法人が発行する実施要綱第2条(10)に基づく京都府産木材証明をいう。
- (2) 府内産木材製品：京都の木証明が発行された木材製品をいう。
- (3) ジョイント：建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業許可を受けた事業者のうち、「建築一式工事」、「大工工事」、「建具工事」又は「内装仕上工事」の業種において許可を受けた事業者（以下「工務店等」という。）であって、本事業により補助を受ける工務店等が木材加工業者から府内産木材製品を購入することを目的として木材加工業者と連携を組むことをいう。

第4条 補助対象木材

次の各号全てを満たす府内産木材製品とする。

- (1) 京都府要領第4の2に基づき京都府に承認されたジョイント計画に係る府内産木材製品
- (2) 事業実施主体自らが施工（請負による施工を含む（以下同じ））に用いる建築用府内産木材製品
- (3) 第7条第2項の承認を受けた日から第10条第2項の期日までに購入し、事業実施主体の事業所等又は自らが施工する工事現場に搬入した府内産木材製品

第5条 事業実施主体

京都府に承認されたジョイント計画に記載された工務店等であって、補助対象木材につ

いて、京都府等からの補助金、交付金その他の給付金を受けていない者。

第6条 補助額

補助対象木材の購入費（消費税及び地方消費税を除く）の1/4について予算の範囲内で補助する。補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第7条 事業計画書の提出及び事業の実施

補助金の交付申請をしようとする者は、あらかじめ事業計画承認申請書（木連第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、提出するものとする。

（1）建設業法第3条第1項の規定による許可に係る通知書の写し若しくは同項の規定による許可を受けたことを証する書類

（2）誓約書（木連第2号様式）

（3）府内産木材の見積書

（4）ジョイント計画承認申請書の写し（京都府要領別記第1号様式及び別紙）

（5）ジョイント計画承認通知の写し

2 木連は、前項の規定により提出のあった事業計画が適当であると認めるときは、予算の範囲内で承認の上、申請者に通知するものとする。

3 補助金の交付申請をしようとする者は、前項の承認の日から事業を実施できるものとする。

第8条 事業計画の変更及び中止

事業計画書を提出した者は、補助対象経費の3割以上の増減が生じた場合またはジョイント計画変更承認を受けた場合もしくはジョイント計画を廃止した場合は、遅滞なく、事業計画変更承認申請書（木連第1号様式）を木連に提出し、承認を受けるものとする。

2 事業計画書の提出後に補助金の申請を辞退しようとする場合は、事業の中止届（木連第4号様式）を木連に提出するものとする。

第9条 状況の報告等

木連は、必要に応じ、申請者に対し、事業の実施状況に関する報告や現地調査を求めることができる。

第10条 交付申請書兼請求書の提出

補助金の交付を申請しようとする者は、府内産木材を購入し、自社の事業所等又は自社の施工する工事現場への搬入完了後、速やかに交付申請書兼請求書（木連第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付し、木連に提出するものとする。

（1）京都の木証明書の写し

（2）補助対象木材の搬入場所の写真及び位置図並びに搬入場所における購入木材の写真

（3）補助対象木材の購入に係る納品伝票の写しまたは請求書の写し

（4）ジョイント実績報告書（木連第5号様式 別紙）

2 交付申請書兼請求書の提出期限は令和3年3月10日とし、木連が別に定める場合はその期日とする。

第 1 1 条 補助金の額の確定等

第 1 0 条の申請書の提出があったときは、木連は遅滞なく書類検査及び必要に応じて現地検査を実施し、適正と認めた場合は補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 木連は、前項の規定に基づき確定した補助金を申請者に交付するものとする。

第 1 2 条 補助金の返還

木連は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、申請者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請者が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為をした場合

(2) (1) に掲げる場合のほか、申請者が補助金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合

2 申請者は、前項による返還命令を受けたときは、速やかに返還しなければならない。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第 1 2 条 事業の終了

本事業が事業予算額に達したときは、本事業は終了する。

第 1 3 条 経理書類の保管等

申請者は、補助事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しておかなければならない。

第 1 4 条 その他

この要綱に定めるもののほか、事業の実施につき必要な事項については、その都度、木連が京都府と協議して定めるものとする。

附則

1 この要綱は、令和 2 年 1 0 月 2 8 日から適用する。

2 この要綱は、令和 3 年 1 月 2 5 日から適用する。

3 この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から適用する。

木連第1号様式（第7条、第8条関係）

年 月 日

（一社）京都府木材組合連合会会長 様

所在地〒
申請者（名称） 印

□□ 代表者名
連絡先（電話）（ ） -

木材製品利用拡大緊急対策事業計画（変更）承認申請書

木材製品利用拡大緊急対策事業実施要綱第7条（第8条）の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 最終木材購入時期	令和 年 月
2 (1) 補助対象額（税抜）	円 (A)
(2) 補助額【(1) × 1 / 4】	円
3 補助対象木材の材積	m ³ (B)
4 木材利用用途	

※2及び3の内訳は木連第1号様式別紙のとおり

※変更の場合は2段書きとし、上段（ ）内に変更前の内容、下段に変更後の内容を記載のこと

※添付書類

- 1 建設業法第3条第1項の規定による許可に係る通知書の写し若しくは同項の規定による許可を受けたことを証する書類
- 2 誓約書（木連第2号様式）
- 3 府内産木材の見積書
- 4 ジョイント計画承認申請書の写し（京都府要領別記第1号様式及び別紙）
- 5 ジョイント計画承認通知書の写し

(木連第1号様式 別紙)

(ジョイント承認番号：)

木材の種類	樹種	材積 (m ³)	木材加工業者 (購入予定先) ※流通業者から購入 する場合は、木材加工 業者名の下に[] で流通業者名を記載	購入予定額 (税抜き、円)
製材品				
集成材				
合板				
その他 ()				
計		(B)		(A)

※見積書を添付すること

木連第2号様式（第7条関係）

誓約書

- 1 申請者は、木材製品利用拡大緊急対策事業実施要綱第5条に掲げる要件を満たすことを誓約します。
- 2 申請者は、1の誓約の他、木材製品利用拡大緊急対策事業に係る提出書類に虚偽の内容があった場合、補助金を返還することを誓約します。

年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(一社)京都府木材組合連合会会長 様

木連第3号様式（第7条、第8条関係）

年 月 日

申請者（名称）
代表者 様

（一社）京都府木材組合連合会会長

木材製品利用拡大緊急対策事業計画（変更）承認書

年 月 日付けで提出の事業計画書に係る申請については、木材製品利用拡大緊急対策事業実施要綱第7条第2項（第8条第1項）の規定により承認する。

記

1 事業者番号 第 号

2 承認金額 円

木連第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（一社）京都府木材組合連合会会長 様

所在地〒
申請者（名称） 印
代表者名
連絡先（電話）（ ） -
【事業者番号】 第 号

木材製品利用拡大緊急対策事業の中止届

年 月 日付けで提出の事業計画書に係る申請については、下記の理由により中止します。

記

中止理由

木連第5号様式（第10条関係）

年 月 日

（一社）京都府木材組合連合会会長 様

所在地〒
申請者（名称） 印
 代表者名
連絡先（電話）（ ） -
【事業者番号】 第 号

木材製品利用拡大緊急対策事業補助金交付申請書兼請求書

木材製品利用拡大緊急対策事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり実績を報告します。また、併せて補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業実績

1 最終木材購入時期	令和 年 月
2 (1) 補助対象額（税抜）	円 (A)
(2) 補助額【(1) × 1 / 4】	円
3 補助対象木材の材積	m ³ (B)
4 木材利用用途	

2 実績内訳書 木連第5号様式別紙「ジョイント実績報告書」のとおり

3 補助金振込先

金融機関名	支店名	預金種別 (普通・当座)	口座番号	口座名義人 (カナ)

※口座名義人は申請者と同一であること

※添付書類

- (1) 京都の木証明の写し
- (2) 補助対象木材の搬入場所の写真及び位置図、並びに搬入場所における購入木材の写真
- (3) 補助対象となる府内産木材購入に係る納品伝票（写）または請求書（写）

(木連第5号様式 別紙) ジョイント実績報告書

(ジョイント計画承認番号: _____)

木材の種類		樹種	材積 (m ³)	木材加工業者名 ※流通業者から購入した場合は、木材加工業者名の下に []で流通業者名を記載	府内産木材の 購入金額 (円)
柱材	製材				
	集成材				
横架材	製材				
	集成材				
羽柄・下地					
造作材					
合板	構造用				
	非構造用				
その他 ()					
合 計			(B)	—	(A)

※その他の場合は () 内に具体的な名称を記入

木連第6号様式（第11条関係）

年 月 日

申請者（名称）
代表者 様

（一社）京都府木材組合連合会会長

木材製品利用拡大緊急対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった木材製品利用拡大緊急対策事業補助金交付申請書兼請求書については、木材製品利用拡大緊急対策事業実施要綱第11条第1項の規定により補助金の額を確定しましたので通知します。

なお、同要綱第13条の規定により、本事業に係る証拠書類は適正に管理・保管願います。

記

- 1 事業者番号 第 号
- 2 補助金確定額 円